<2> 入 会 規 則

(総 則)

第 1 条 一般社団法人全国旅行業協会(以下「本会」という。)の会員になろうとする者の入会については、定款に定めるもののほか、この規則による。

(会 員)

- 第 2 条 定款第6条の定めるところにより、本会の会員は次のとおりとする。
 - (1) 正 会 員 (旅行業者)
 - (2) 協力会員 (旅行サービス手配業者)
 - (3) 賛助会員 (本会の目的に賛同する者)

(入会申込書等の提出)

- 第 3 条 本会の会員になろうとする者は、第1号様式(正会員の場合)、第2号様式(協力会員の場合)又は第3号様式(賛助会員の場合)による入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - 2. 前項の入会申込書の他、第4号様式による誓約書及び別に定める書類を添付しなければならない。
 - 3. 入会申込書は、その主たる営業所の所在する都道府県の協会支部を経由して提出するものとする。
 - 4. 入会申込者は、所属することとなる支部長の推せんを得なければならない。
 - 5. 賛助会員のうち、各協会支部を経由しないで賛助会員として推せんすることが適当 と考えられる者については、三役会の推せんに基づき、本部へ入会申込書を提出する ものとする。
 - 6. 前項における賛助会員として推せんすることが適当な者とは、本会業務と関係のある業種である者をいう。ただし、本会及び関連会社の業務運営に支障をきたすおそれのない者に限る。

(推せん人)

第 4 条 本会の正会員になろうとする者は、入会の申込に際し、当該協会支部の運営委員 又は3年以上の会員歴を有する正会員2名の推せんを得なければならない。

(入会の承認)

- 第 5 条 入会の申込みを受理した協会支部及び本部は、本会の会員になろうとする者が次 条に定める入会拒否の事由に該当するか否かについて審査を行い、理事会はこの審査に基 づいて入会の承認を行うものとする。
 - 2. 本会の正会員になろうとする者が登録行政庁の新規登録に先立って本会への入会を希望するときは、旅行業の登録を受けることを条件に入会承認を行うものとする。
 - 3. 前項の条件付入会承認を行ったときは、当該入会申込者に第5号様式による全旅協入会承認書を送付するものとする。
 - 4. 第2項の条件付入会承認を行った場合の入会日(保証社員となる日)は、弁済業務保証 金分担金を本会が受領した日とする。

(入会の拒否)

- 第 6 条 本会の会員になろうとする者が、次の各号の一に該当するときは、入会を拒否することができる。
 - (1) 代表者又は役員の中に、過去5年以内に旅行業法第50条第3項の規定により旅行業協会保証社員の地位を失った旅行業者等の代表者又は役員となっていた者がいる場合。
 - (2) 代表者又は役員の中に、本会において除名処分を受けた旅行業者等の代表者又は役員 となっていた者がいる場合。
 - (3) 代表者又は役員の中に、旅行業法における違反行為があり、過去5年以内に刑事等処分を受けた者がいる場合。

(入会承認の取消し)

- 第 7 条 本会の会員になろうとする者が、理事会の入会承認後、第5条第2項、第8条第 1項及び第5項に定める所定の手続きをしなかった場合は、入会承認を取り消すことがで きる
 - 2. 入会承認後、正会員となる日までに、第3条第1項及び第2項に定める所定の書類に事実に反することが判明した場合は、入会承認を取り消すことができる。
 - 3. 入会承認が取消された者については、直近の理事会に報告をする。

(入会金等の納入)

- 第 8 条 本会の正会員になろうとする者は、理事会の入会承認後、定められた日までに、 協会支部を経由して総会で定めた種別に応じた額の入会金及び会費を納入しなければな らない。
 - 2. 本会の協力会員になろうとする者は、理事会の入会承認後、定められた日までに、協会支部を経由して理事会で定めた額の会費を納入しなければならない。
 - 3. 本会の賛助会員になろうとする者は、理事会の入会承認後、定められた日までに協会支部を経由して総会で定めた額の会費を納入しなければならない。ただし、第3条第5項に定める賛助会員は、会費を本部に直接納入するものとする。
 - 4. 前三項における会費の額は、年度額とする。
 - 5. 前四項のほか、本会の正会員になろうとする者は弁済業務規約の定めるところにより弁済業務保証金分担金を納付しなければならない。

(種別変更金の納入)

第 9 条 第2種旅行業、第3種旅行業又は地域限定旅行業から第1種旅行業、第2種旅行 業又は第3種旅行業に変更登録した会員は、変更登録時における登録種別ごとの入会金の 差額を種別変更金として納入しなければならない。

附則

- 1. この規則は、昭和 47 年 6 月 20 日から実施する。
- 2. 昭和 56 年 7 月 24 日改正・実施(第 38 回理事会承認)
- 3. 平成8年3月13日改正・平成8年4月1日実施(第98回理事会承認)
- 4. 平成9年1月29日一部改正・実施(第101回理事会承認)
- 5. 平成 11 年 3 月 16 日改正・平成 11 年 4 月 1 日実施 (第 110 回理事会承認)
- 6. 平成 11 年 5 月 18 日改正・実施 (第 111 回理事会承認)

- 7. 平成 14 年 5 月 21 日一部改正・実施 (第 120 回理事会承認)
- 8. 平成 18年3月16日一部改正・実施(第131回理事会承認)
- 9. 平成25年3月5日一部改正・平成25年4月1日実施
- 10. 賛助会員本部直接加入基準を廃止する。(第229回常務理事会承認)
- 11. 平成 29 年 10 月 25 日一部改正・平成 30 年 1 月 4 日実施 (第 178 回理事会承認)
- 12. 令和4年3月11日改正・令和4年4月1日施行(第200回理事会承認) この施行の際に現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用 することができる。

入 会 申 込 書(正本)

令和 年 月 日

-般社団法人 **全国旅行業協会**

殿

名称又は商号代表 者氏 名

私は、一般社団法人全国旅行業協会に入会いたしたく、下記2名の推せんを得て、入会の申込みをいたします。

記 観光庁長官 登録 旅行業 号 号 登 録 番 知 事 旅行業登録なき者は申請予定種別を記入のこと。 登 録 年 月 日 年 月 日 名称又は商 号 申 代 表 者 氏 名 込 住 所 ₹ 主たる営業所の所在地 ₹ 記 電 $\mathsf{F} \quad \mathsf{A} \quad \mathsf{X}$ 従たる営業所の 欄 名称及び所在地 ₹ 2 ₹ 3 ₹

	登 録 番	号	登録	旅	行 業	-	号
推	名 称 又 は 商	号					
t	代 表 者 氏	名					
h	住	所					
人	入 会 年 月	日	年		月	日	
	登 録 番	号	登録	旅	行業	-	号
記	名 称 又 は 商	号					
載	代 表 者 氏	名					
欄	住	所					
	入 会 年 月	日	年		月	日	

- (注1)旅行業の登録を受けていない者は、登録番号欄に申請予定の業務の範囲を記入のこと。
- (注2)入会審査において、必要に応じて、本会より推せん人に対しご連絡させていただくことがあります。

上記申込人について、審査の結果、妥当と思われるので、本会への入会を推せんします。

令和 年 月 日

支部名

支部長

協力会員入会申込書(正本)

令和 年 月 日

-般社団法人 全国旅行業協会

会 長 殿

名称又は商号

代表者氏名

私は、協力会員として一般社団法人全国旅行業協会に入会いたしたく、関係書類を添付し申込みをいたします。

記

登録番号		知事登録旅	行サービス手間	配業第		号
登録年月日 又 は 設立年月日		年	J	月	日	
名称又は商号						
代表者氏名						
主たる営業所の 所 在 地	₹					
電話			FAX			
従たる営業所の 名称及び所在地	1 = 2 = 7 3 = 7					

上記申込人について、審査の結果、妥当と思われるので、本会への入会を推せんします。

令 和 年 月 日

支 部 名

支 部 長

賛助会員入会申込書(正本)

令和 年 月 日

-般社団法人 全国旅行業協会

会長

名称又は商号 代表者氏名

私は、賛助会員として一般社団法人全国旅行業協会に入会いたしたく、関係書類を添付し申込みを いたします。

記

7% A3 D		旅行	業		
登録番号	登錄			-	号
	知事	旅行業者	代理業		
登録年月日					
又は		年	月	日	
設立年月日					
名称又は商号					
代表者氏名					
	〒				
所在地					
電 話		F	A X		

(注) 旅行業者以外の者は、登録番号の欄の記入は不要。

上記申込人について、審査の結果、妥当と思われるので、本会への入会を推せんします。

令 和 年 月 日

支 部 名

支 部 長

賛助会員入会申込書

(本部直接加入)

令和 年 月 日

-般社団法人 全国旅行業協会

会長

名称又は商号

代表者氏名

私は、賛助会員として、一般社団法人全国旅行業協会に入会いたしたく、関係書類を添付し、申込みをいたします。

記

名称又は商号				
設立年月日	f	‡	月	日
代表者氏名				
所 在 地	₸			
電話		FAX		

[添付書類]

1. 会社の事業概要

入 会 承 認 書

殿

貴殿は、一般社団法人全国旅行業協会 理事会において、下記により当協会への入会が承認されましたのでご通知いたします。

記

- 1.旅行業の新規登録を受けること。
- 2. 登録行政庁より登録の通知を受けた日から14日以内に、弁済業務保証金分担金の納付、入会金、会費の納入を完了すること。
- 3.入会日(保証社員となる日)は、弁済業務保証金分担金を受領した日とする。
- 4. 本承認書の有効期間は下記発行日より 180 日以内とする。
- 5.旅行業登録の新規申請をせず本承認書の有効期間を超過し、再度、入会を希望する場合は、 改めて入会申請書類を提出すること。

年 月 日

一般社団法人 全国旅行業協会

会 長

入会規則第3条第2項に定める添付書類

	添付書類	新規	既登録
1	【法人】定款または寄付行為		
2	【法人】履歴事項全部証明書または登記簿謄本		
3	【個人】住 民 票		
4	代表者の履歴書		
5	代表者以外の役員全員の履歴書(監査役含む)		
6	旅行業務に係る事業の計画 (1)~(4)		
7	旅行業務に係る組織の概要		
	【法人】直近事業年度の貸借対照表 (開業貸借対照表)、 損益計算書		
8	【個人】財産に関する調書		
	本書類を証明する公的機関・金融機関等が発行した文書を添付		
9	旅行業務取扱管理者選任一覧表		
10	選任された旅行業務取扱管理者の履歴書		
11	選任された旅行業務取扱管理者の合格証(写し)		
12	事故処理体制表		
13	現況調査表		
14	旅行業登録通知書・登録簿(写し)		
15	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書(写し)		

<会員資格継続>

16	会員資格継続申請書 戸籍謄本(戸籍全部事項証明)	代表者が同一人でない場合			
----	-----------------------------	--------------	--	--	--

必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合がある。

注1.「6」「7」「9」は、行政庁提出の登録申請書類の写しで可能。

注2.「4」「10」が同一人である場合、履歴書は1通でよい。 「5」について、資本金1億円以上または従業員100名以上の法人において、 旅行業専業でない場合は、旅行業担当役員のみの提出でよい。 なお、履歴書に旅行業歴を記載する場合は、併せて旅行業登録番号を付記 すること。

入会規則第3条第2項に定める添付書類(協力会員用)

添付書類	法人	個人
定款又は寄附行為	0	
履歴事項全部証明書又は登記簿謄本	0	
住民票		0
代表者の履歴書	0	0
代表者以外の役員全員の履歴書(監査役含む)	0	
旅行サービス手配業担当責任者の履歴書	0	0
旅行サービス手配業業務に係る事業の計画 (1)~(3)	0	0
旅行サービス手配業務に係る組織の概要	0	0
旅行サービス手配業務取扱管理者選任一覧表	0	0
選任した旅行サービス手配業務取扱管理者の履歴書	0	0
事故処理体制表	0	0
旅行サービス手配業部門従事者名簿	0	0
現況調査表(旅行サービス手配業)	0	0
旅行サービス手配業登録票の写し	0	0
会社概要・パンフレットなど	0	0

必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合がある。

注1.添付書類 ~ および は、行政庁提出の登録申請書類の写しで提出可能。

注2.履歴書について

- ・ が同一人である場合は、履歴書の添付は1通でよい。
- ・ について、資本金 1 億円以上または従業員 100 名以上の法人において、旅行業 専業でない場合は、旅行業担当役員のみの提出でよい。
- ・履歴書それぞれの旅行業歴については、併せて旅行業登録番号を付記すること。